

個人情報保護専門調査会における意見

慶應義塾大学 総合政策学部 新保 史生

2011年6月22日開催の専門調査会欠席に伴う意見を、以下の通り提出致します。

番号制度の構築に伴う個人情報保護法の改正について(意見)

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の構築にあたって、現在検討が行われている「社会保障・税番号制度における個人情報保護方策の大綱案（以下「大綱案」という。）においては、「番号法」に基づく第三者機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会）の設置が予定されている。当該機関は、行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者による「『番号』に係る個人情報」の取扱いを監督する機関として、番号制度に特化した監督権限を有する第三者機関として検討がなされているものである。

当該第三者機関による監督の対象となる情報は、「『番号』に係る個人情報」となっており、基本四情報（氏名、生年月日、性別、住所）その他これに類する、高度な秘匿性を有するとまで言えない情報のみの取扱い（その該当する行為が「番号」と紐付かない形で行われる場合に限る。）については、番号法の規制対象からは除かれ、一般の個人情報保護法制による規制の対象とすることとなっている。

この点につき、「『番号』に係る個人情報」は、個人情報取扱事業者が、雇用管理に関する情報（いわゆるインハウス情報）として取り扱っている情報でもあり、従来から個人情報保護法の対象となる「個人情報」にあたる。そのため、当該情報の取扱いに関して問題が発生した場合、番号法の第三者機関と個人情報保護法の主務大臣の権限行使の境界は必ずしも明確ではない。

本来、本調査会において検討することとなっていた個人情報保護法に基づく第三者機関の設置に関する議論は、番号法に基づく第三者機関に関する議論に先行して行われるべきものであったと考えられるが、番号制度に関する検討が急ピッチで行われた結果、番号法に基づく第三者機関の設置に関する検討が先になされることとなった。

個人情報の取扱いについて分野横断的に関わる問題やグレーゾーンとして個人情報取扱事業者はもとより主務大臣が明確な判断をすることに躊躇せざるを得ない事案等に関し、統一的な判断を示すことが可能な体制の整備が必要であることは、既に本調査会においても議論がなされてきたところである。

しかしながら、先行して議論が行われている番号制度の第三者機関に関し、2011年6月末の大綱案のとりまとめに向けた最終現段階において、当該第三者機関の権限拡充について検討することは現段階では困難な状況にある。

そのため、個人情報の取扱いに係る一般法としての個人情報保護法の改正により、個人情報の取扱い及びプライバシー保護に関する問題一般について、番号制度の構築や新たなネットワーク関連サービスへの対応、さらには国際協力への対応等も含めて、それらに対応することが可能な体制の整備を番号法の施行前に行うべきことを、本専門調査会における検討成果として明確に示すべきではないか。

なお、本専門調査会において、番号制度構築にあたっての個人情報保護法制上の課題を解決する検討を行うことができない場合や、消費者庁において個人情報保護法に基づく第三者機関の設置をはじめとする現行法の課題を解決するための法改正を行うことができないのであれば、番号制度の構築に伴う第三者機関の設置とともに、個人情報保護法の所管についても再考し、番号制度も含めて個人情報保護制度全体の見直しを行うべきではないか。